

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函館市

被 告 国 ほか1名

第11準備書面

平成29年11月8日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜 彦

被告国指定代理人

坂 本 康 博

樺 野 一 穂

寺 本 孝 規

宇 波 なほ美

安 岡 美香子

伊 藤 渉

中 村 元 昭

作 沼 臣 英

山 神 曜 恵

西 尾 学

菅 野 剛 彦

高橋正史
小川哲兵
大城朝久
矢野諭
仲村淳一
海田孝明
井藤暢
大野佳史
種田浩司
豊島広史
谷川泰淳
羽田野誉
小野祐二
西崎崇徳
小山田巧郎
荒川一郎
中川淳
止野友博
木原昌二
山田創平
片野孝幸

村上 玄
照井 裕之
岡本 肇
正岡 秀章
皆川 隆一
角谷 愉貴
田尻 知之
大塚 恭弘
大浅田 薫
岩田 順一
鈴木 健之
野田 智輝
佐口 浩一郎
佐藤 雄一
藤原 弘成

目 次

第1 使用済燃料の特徴	5
第2 使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の概要	6
1 使用済燃料の貯蔵施設としての規制	6
2 福島第一発電所事故を踏まえた要求事項	7
3 設計基準対象施設及び安全施設としての規制	8
(1) 使用済燃料の貯蔵施設等に関する耐震重要度分類について	9
ア 耐震重要度分類の概要	9
イ 使用済燃料の貯蔵施設等についてその施設等の機能を踏まえた適切な耐震重要度分類がなされていること	10
(2) 使用済燃料の貯蔵施設等に関する安全重要度分類について	11
ア 安全重要度分類の概要	11
イ 使用済燃料の貯蔵施設等についてその施設等の機能を踏まえた適切な安全重要度分類がされていること	12
4 重大事故等対処設備としての規制	15

原告は、平成28年1月19日付け準備書面(10)（以下「原告準備書面(10)」という。）において、使用済燃料プールの危険性について主張しており（同準備書面第3の1・5ページ），今後、この点に関する具体的な主張を予定しているものと思われる。そこで、被告国は、本準備書面において、使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の概要等について説明する。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に、「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 使用済燃料の特徴

使用済燃料とは、原子炉内で使用した燃料であり、原子炉の運転中に消費されなかった核分裂性物質が存在するため、臨界^{*1}に達することができないように臨界管理が必要である。

また、使用済燃料には原子炉の運転中に生成、蓄積された核分裂生成物等が存在するため、崩壊熱^{*2}及び放射線が発生している。そのため、上記崩壊熱及び放射線についても、適切に管理することが必要である。

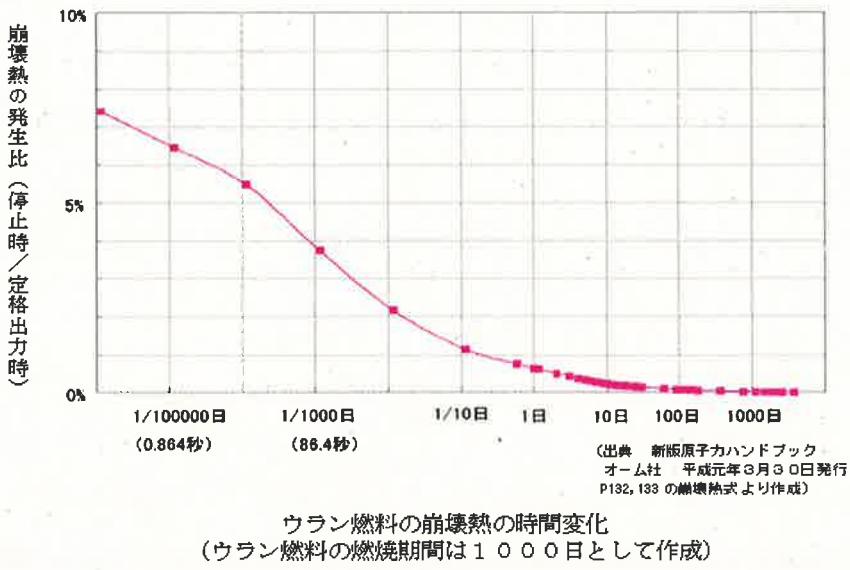
ただし、この崩壊熱は、時間とともに減少する。例えば、ウラン燃料の場合、一般に、原子力発電所が発電をしている定格出力時に発生する熱と比べると、崩壊熱は原子炉の停止直後に約7%，24時間後に1%未満になるとされている（下図1参照）。

（乙A第18号証・177及び178ページ）

*1 核分裂により発生した中性子が、次の核分裂を引き起こし、核分裂が一定の割合で継続的に発生すること。

*2 核分裂によって生じた核分裂生成物は、アルファ線、ベータ線又はガンマ線等の放射線を出しながら別の原子核に変化していく（放射性崩壊）が、その際に放出されるエネルギーが周辺の物質に吸収されて、最終的に熱となったもの。

【図 1】



第2 使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の概要

1 使用済燃料の貯蔵施設としての規制

使用済燃料の前記第1の特徴を踏まえると、使用済燃料を保管する施設は、使用済燃料の臨界を防止する設計であること、使用済燃料の損傷を防止するために崩壊熱を除去する設計であること及び使用済燃料からの放射線を遮蔽する設計であることが求められる。

そこで、設置許可基準規則16条2項は、発電用原子炉施設には、使用済燃料の貯蔵施設を設けることを求め、その具体的な設計に対する要求として、「燃料体等（引用者注：燃料体又は使用済燃料）が臨界に達するおそれがないものとすること。」（同項1号ハ）、「貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。」（同項2号ロ）、「使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。」（同号イ）などを要求している（乙A第18号証・178及び179ページ）。

なお、前記第1のとおり、使用済燃料の崩壊熱は、時間の経過と共に急激に

低下する。使用済燃料が使用済燃料貯蔵槽へ移動する段階においては、通常、原子炉停止から相当期間が経過しているため、崩壊熱は相当低下しているものと合理的に考えられる。

そして、使用済燃料の放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管は、おおむね 1200°C 以下であれば、冷却可能な形状を維持できるものと考えられるところ（安全評価指針「解説」Ⅱ. 3.^{*3}・乙A第21号証・9ページ）、使用済燃料が使用済燃料貯蔵槽内で水により冠水状態にあれば、燃料被覆管が 100°C 以上に上昇することは考えられず^{*4}、被覆管の融解は生じない。また、原子炉内から取り出した使用済燃料は、原子炉運転中の炉心の燃料のように高温・高圧の環境下にないため、格納容器のような設備で閉じ込める必要もない。このように、使用済燃料については、使用済燃料貯蔵槽内の水により冠水状態で貯蔵すれば、崩壊熱を適切に除去することが可能であり、かつ、燃料被覆管が崩壊熱により損傷する危険もなく、放射性物質が外部に放出されるような事態も生じないものと考えられる。

以上のとおり、使用済燃料の貯蔵施設に係る規制として最も重要な点は、使用済燃料貯蔵槽内を冠水状態に維持することである。

2 福島第一発電所事故を踏まえた要求事項

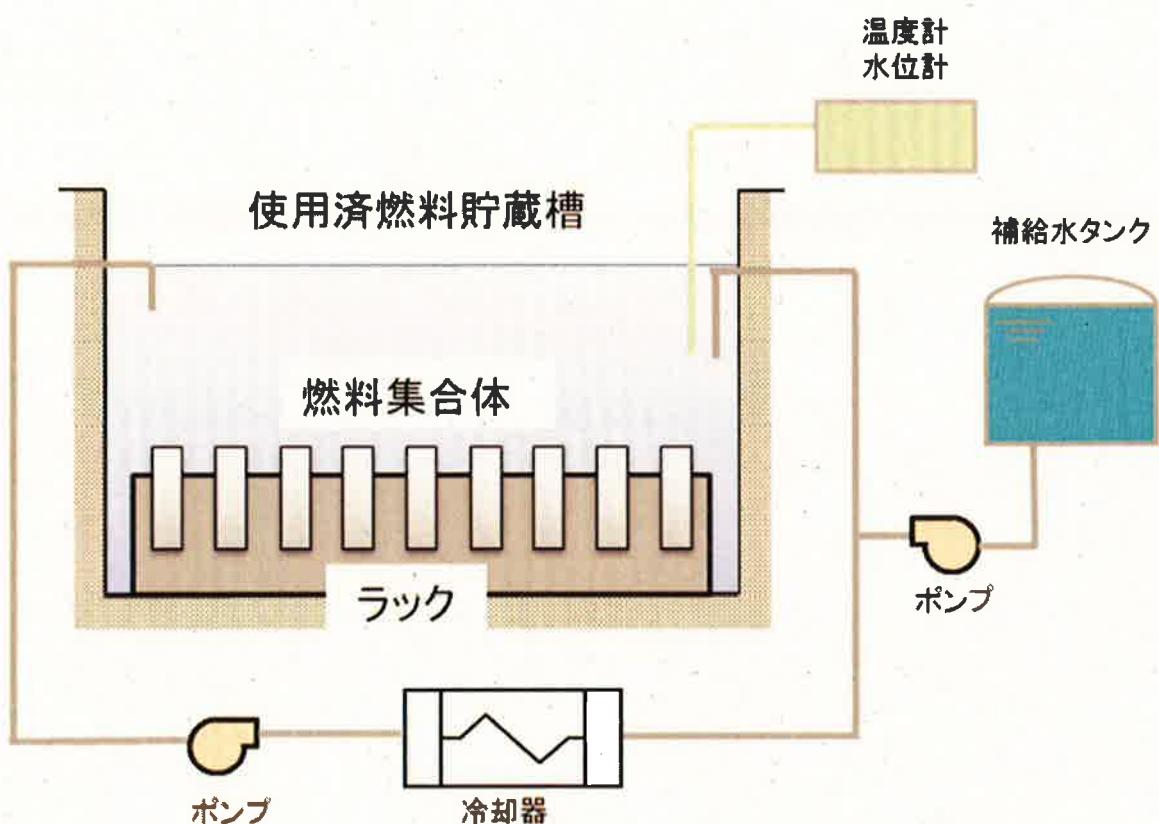
福島第一発電所事故の際、同発電所においては、外部電源等の喪失に伴い、

*3 安全評価指針「解説」Ⅱ. 3. は、設置許可基準規則13条2号イの「炉心を十分に冷却できるものであること」を充たすかにつき、「燃料被覆の温度の計算値の最高値は、 1200°C 以下であること」等に基づき判断すべきとするものであり、上記温度以下であれば、燃料被覆管が冷却可能な形状を維持できることを前提とするものである。

*4 このような状態にあれば、燃料被覆管の熱は、水によって吸収され続けるため、燃料被覆管の温度が 100°C を大きく超えて上昇することはない。結局、燃料被覆管が 1200°C まで上昇するのは、水による熱の吸収が間に合わない程度に瞬間に異常な高温を発するが、水が気化してなくなる場合であるが、前者は、使用済燃料の崩壊熱の低下速度に鑑みれば考えにくく、後者は、補給水設備の使用により回避することが可能であり、かつ、それが重要である。

使用済燃料貯蔵槽の水位が把握できなくなるという事態が生じた（もっとも、現実には、使用済燃料貯蔵槽の水の喪失には至っていない。）。

そこで、設置許可基準規則16条3項2号は、上記の教訓を踏まえ、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項を監視することができる設備を設けることを要求している。



【図2】 使用済燃料の貯蔵施設（設計基準対象施設）の例

3 設計基準対象施設及び安全施設としての規制

使用済燃料の貯蔵施設は、設計基準対象施設（設置許可基準規則2条2項7号）であり、かつ、安全機能を有することから安全施設（同項8号）に区分される。

そのため、使用済燃料の貯蔵施設には、地震による損傷の防止（同規則4条）、津波による損傷の防止（同規則5条）、外部からの衝撃による損傷の防止（同規則6条）などの設計基準対象施設に係る規制が適用され、地震に対する十分な耐震性を備えていることを始めとして、これらの外部事象によって安全機能が損なわれることのないように設計することが要求されている。

また、安全施設に係る規制（同規則12条）も適用されるため、その安全機能を確保し得る設計が要求されるのである。

以下では、設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類（以下「耐震重要度分類」という。乙A第11号証・122及び123ページ）、及び発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度（以下「安全重要度分類」という。乙A第18号証・84ページ参照）の観点から、使用済燃料の貯蔵施設等に関する規制内容について、さらに詳述する。

（1）使用済燃料の貯蔵施設等に関する耐震重要度分類について

ア 耐震重要度分類の概要

耐震重要度分類は、地震による損傷の防止について定める設置許可基準規則4条が規制する事項である。

すなわち、設置許可基準規則4条1項は、「設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」とし、同条2項は、「前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。」としている。

そして、設置許可基準規則の解釈別記2の2は、上記「影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の

安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（耐震重要度）をいうものとし、設計基準対象施設は、それぞれの耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類するものとしている（乙A第11号証・122及び123ページ）。

上記分類において、Sクラスは、地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失による事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものとされている（同号証・122及び123ページ）。

また、上記分類において、Bクラスは、安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設とされ、Cクラスは、Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設とされている（同号証・123ページ）。

イ 使用済燃料の貯蔵施設等についてその施設等の機能を踏まえた適切な耐震重要度分類がなされていること

使用済燃料の貯蔵施設は、前記図2（8ページ）記載のとおり、主に、使用済燃料貯蔵槽、補給水設備及び冷却系によって構成されている。このうち使用済燃料貯蔵槽は、自ら放射性物質を内蔵している施設であり、設置許可基準規則の解釈別記2の2一においてSクラスの施設として明記されている「使用済燃料を貯蔵するための施設」に当たるため、Sクラスに

分類される（乙A第11号証・122ページ）。

次に、使用済燃料貯蔵槽の補給水設備は、「使用済燃料を貯蔵するための施設」の機能を一部担うものであるため、同じくSクラスに分類される。

これに対し、使用済燃料貯蔵施設の冷却系は、設置許可基準規則の解釈別記2の2二においてBクラスの施設として明記されている「使用済燃料を冷却するための施設」に当たり、Bクラスに分類される（乙A第11号証・123ページ）。これは、その機能を喪失したとしても使用済燃料貯蔵槽に上記の補給水設備により水が補給できれば崩壊熱の除去及び放射線の遮蔽等が可能であり、補給水設備により機能を代替できるため、その影響の程度はSクラス施設と比べ小さいことによるものである。

このように、設置許可基準規則は、使用済燃料貯蔵施設について、その施設及び設備の機能等を適切に考慮し、合理的な耐震重要度分類を定めている。

(2) 使用済燃料の貯蔵施設等に関する安全重要度分類について

ア 安全重要度分類の概要

安全重要度分類は、安全施設、すなわち設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものに関して設置許可基準規則12条が規制する事項であり、同条1項は、「安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。」としている。

そして、設置許可基準規則12条1項の解釈は、上記「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、重要度分類指針によるものとしている（乙A第11号証・20ページ）。

この点、重要度分類指針のⅢ（乙A第20号証・1ないし4ページ）においては、安全施設について、それが果たす安全機能の性質に応じて2種に分類している。具体的には、その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼす

おそれのあるもの（異常発生防止系。以下「P S^{*5}」ともいう。）と、原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「M S^{*6}」ともいう。）に分類している。その上で、P S及びM Sのそれぞれ重要なものから、クラス1、クラス2及びクラス3に分類する。なお、P Sでクラス1である安全施設は「P S-1」、M Sでクラス2である安全施設は「M S-2」などと表記される。

イ 使用済燃料の貯蔵施設等についてその施設等の機能を踏まえた適切な安全重要度分類がされていること

(ア) まず、重要度分類指針のIII. 2. 第2表（乙A第20号証・2ないし4ページ）において、P S-2は、「その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器」と定義されており、P S-2に当たる機能として、「原子炉冷却材圧力バウンダリ^{*7}に直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能」が挙げられている（同号証・3ページ）。使用済燃料貯蔵槽は、これに当たるため、P S-2に分類され、重要度はクラス2となる。

次に、重要度分類指針のIII. 2. 第2表（乙A第20号証・2ないし4ページ）において、M S-2は、「P S-2の構築物、系統及び機器

*5 prevention systemの略

*6 mitigation systemの略

*7 発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時（設置許可基準規則2条2項3号）及び設計基準事故時（設置許可基準規則2条2項4号）において、圧力障壁となる部分をいう（設置許可基準規則2条2項35号）。

の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようとする構築物、系統及び機器」などと定義されており、MS-2に当たる機能として、「燃料プール水の補給機能」が挙げられている（同号証・3ページ）。補給水設備は、これに当たるため、MS-2に分類され、重要度はクラス2となる。

さらに、重要度分類指針の「解説」付表（乙A第20号証・13ないし20ページ）においては、前記PS-2の「特記すべき関連系（BWR）」として、「使用済燃料プール冷却系」が挙げられている。使用済燃料貯蔵槽施設の冷却系は、これに当たるため、PS-2に分類され、重要度はクラス2となる（同号証・16ページ）。

(イ) 以上のとおり、使用済燃料貯蔵槽はPS-2（クラス2）に、補給水設備はMS-2（クラス2）に、使用済燃料貯蔵施設の冷却系はPS-2（クラス2）に分類される。

なお、上記重要度分類による設計上の考慮としては、①「信頼性に対する設計上の考慮」、②「自然現象に対する設計上の考慮」及び③「電気系統に対する設計上の考慮」が掲げられているが（重要度分類指針のV. 2. (1)ないし(3)・乙A第20号証・5及び6ページ）、PS-2（クラス2）に分類される使用済燃料貯蔵槽との関係では、いずれも特段の考慮を要しないものである。

すなわち、上記①は、重要度分類のMS-1等に当たる系統を、安全設計審査指針9. 第2項（乙A第22号証・4及び5ページ）の「重要度の特に高い安全機能を有する系統」とみなし、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること等を求めるものであるが（重要度分類指針のV. 2. (1)及び「解説」V. 2. (1)・乙A第20号証・5及び11ページ）、使用済燃料貯蔵槽は、前記のとおり、使用済燃料を貯蔵するものでしかないとため、本来的に「多重性又は多様性及び独立性」

を要するような施設ではない。

また、上記②は、重要度分類クラス1や、クラス2のうち、屋外にあるなど特に自然現象の影響を受けやすい構築物等を、安全設計審査指針の指針2. 第2項（乙A第22号証・4ページ）の「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」とみなし、地震以外の自然現象に対する設計上の考慮を求めるものである。使用済燃料貯蔵槽は、原子炉建屋内に設置されているため、自然現象の影響を受けやすい構築物等には当たらないが、安全機能を有しているため、安全設計審査指針の指針2. 第2項に基づき、地震以外の想定される自然現象によって安全性が損なわれない設計であることが要求されており、設置許可基準規則により、津波その他の自然現象によりその安全性が損なわれないよう設計することが要求されている（設置許可基準規則5及び6条）。

さらに、上記③は、電気系統に対する設計上の考慮であり、電気を必要としない使用済燃料貯蔵槽とは関係しない。もっとも、補給水設備については、上記③の「電気系統に対する設計上の考慮」と密接に関係するところ、「使用済燃料プール水の補給機能」は、その性質上、MS-2であっても、PS-1やMS-1と同様、安全設計審査指針における指針4.8. 第1項及び第4項にいう「重要度の特に高い安全機能」及び「重要度の高い安全機能」に当たるものとされ、「外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること」（同乙A第22号証・11ページ）等の考慮が必要であるとされている（重要度分類指針のV. 2. (3) (a) iii) ア)・乙A第20号証・5及び6ページ）。

付言すると、使用済燃料貯蔵施設の冷却系は、上記いずれの考慮もされないが、前記のとおり、その機能を喪失したとしても使用済燃料貯蔵槽に上記の補給水設備により水が補給できれば崩壊熱の除去及び放射線

の遮蔽等が可能であり、補給水設備により機能を代替できるため、その影響は大きくないというべきである。

(ウ) このように設置許可基準規則は、使用済燃料貯蔵施設等について、その施設及び設備の機能等を適切に考慮し、合理的な安全重要度分類を定めているものということができる。

4 重大事故等対処設備としての規制

使用済燃料貯蔵槽内の水が喪失し使用済燃料が冷却できない状態になると、核燃料を覆う燃料被覆管が高温になり、破損し、放射性物質が放出されるおそれがある。

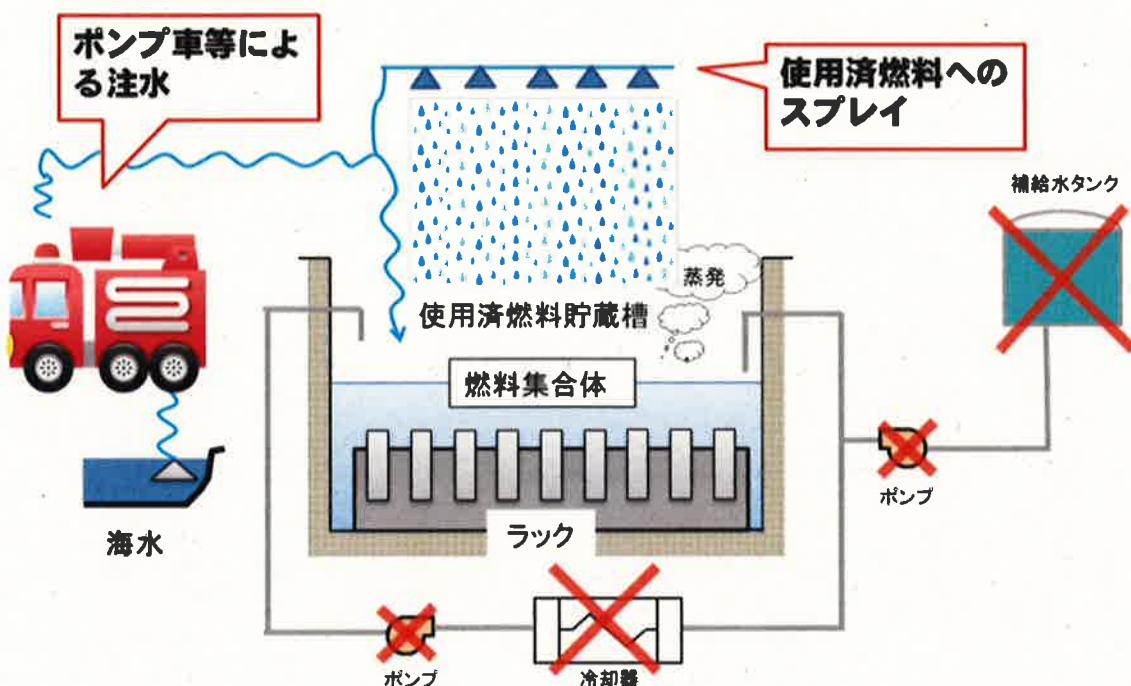
そして、福島第一発電所事故においては、使用済燃料の貯蔵施設の補給水系が機能喪失した場合の代替手段が用意されていなかったことから、この点も、上記事故の教訓として、設置許可基準規則制定に当たり、改善すべき点として考えられた。

そこで、設置許可基準規則 54 条 1 項は、上記の教訓を踏まえ、補給水系が損傷することなどにより使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合を想定し、代替注水設備として可搬型代替注水設備を配備するなど、貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等に対処するための機能を有する設備（同規則 2 条 2 項 14 号。以下「重大事故等対処設備」という。）の設置を要求している（乙 A 第 11 号証・106 ページ）。

また、設置許可基準規則 54 条 2 項は、使用済燃料貯蔵槽の損壊による水の喪失など、大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合を想定し、スプレイヘッダ、スプレーライン及びポンプ車等の可搬型スプレイ設備を配備し、放水することにより貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和することを要求している（乙 A 第 11 号証・106 及

び107ページ)。

加えて、設置許可基準規則54条2項は、使用済燃料が臨界状態にならないように、使用済燃料貯蔵槽について、水位低下や放水等により貯蔵槽内の水の状態が変化しても、臨界にならない設計とすることを要求している。例えば、使用済燃料を納めるラックの形状を、適切な燃料集合体間隔を保持すること^{*8}によって臨界にならないような設計とすることや、中性子を吸収することで臨界を防ぐほう素入りのラックにするなどの方策がとられている。



【図3】 使用済燃料貯蔵槽の重大事故等対処設備の例

以上

*8 燃料が臨界になるためには、ある燃料内の原子核から放出された中性子が、他の燃料内の原子核に吸収される必要があり、この両燃料間の距離が近すぎても遠すぎても、原子核は中性子を吸収できなくなる。もっとも、臨界するために必要な両燃料間の距離は、燃料間に存在する水の状態の変化（密度変化等）によっても変化する。従って、水の状態が変化しても、臨界が起きないような燃料集合体の間隔を保持することで、臨界を防止することができる。

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants:Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27

異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
き			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5

原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
こ			
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7

重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
た			
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
ち			
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9

な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
へ			
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集5 1巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集5 5巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務 月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集5 6巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56 巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成1 8年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14

平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せて提起	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せて提起	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対しても、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対しても、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」草案案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33

も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集4 6巻6号571ページ	答弁書	9
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質 貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損 傷	第7準備書面	6